

Kaigo スナック西荻（団体名）会則

（名 称）

第1条 本会は、Kaigo スナック西荻（団体名）と称する。

（事 務 所）

第2条 本会の事務所は、杉並区善福寺 2-14-13 に置く。

（目的及び組織）

第3条 本会は、介護食を提供に関する活動（事業）を行うことにより、いつまでも美味しく食べる街にすることを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 介護食を提供すること。
- （2） 介護食提供の場づくりを行うこと。
- （3） 介護食つくりを開催すること。
- （4） 安心して食べられる街づくりに参加すること。

（会 員）

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- （1） 正会員は、この会の目的に賛同し入会したものとする。
- （2） 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（入 会）

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会の承認を得るものとする。

（会 費）

第7条 会員の規定は特に設けない。

（退 会）

第8条 会員は、退会届を Kaigo スナック西荻に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 若干名

(3) 会計 1 名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を担う。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、Kaigo スナック西萩の議決よりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第12条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則、事業等の変更

(2) 解散

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員を選任及び解任

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(経費等)

第13条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業報告書及び決算)

第14条 会長は、毎事業年度終了後6か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

本会則は、平成29年4月1日より施行する。